

◆10番（たかおか知子君）＝登壇＝通告に従い、一般質問を行います。

最初のテーマは、未来を担う子どもの意見を市政に反映するためについてです。

令和5年10月に民生文教常任委員会の行政視察で瀬戸市を訪れました。瀬戸市は子どもの基本的人権を保障するため、瀬戸市子どもの権利条例を制定し、令和4年10月1日から施行されており、この条例は子どもの権利を守り、子どもが安心して成長できる環境を整えることを目的としています。

そこで、子どもの権利を主張するための制度を示すことが必要ではないかと考えております。本市においても同様に、子どもの権利条例を導入し、子どもたちが安心して成長できる環境を整え、子どもに優しいまちの実現を本市でも示していただきたいと考えています。

そこで、以下の点について質問いたします。

1、本市における子どもの権利についてどのように考えているのかお聞かせください。また、子どもの最善の利益を優先して考慮する方針や具体的な取組は進められているのかお聞かせください。

2、他市の子どもの権利条例の成功事例を参考に、芦屋市でも同様の条例を導入することを検討していただけないかお尋ねします。

3、瀬戸市では、子ども・若者会議を設置し、子どもたちの意見を尊重し市政に反映させていますが、本市においても同様の取組があるのかお聞かせください。

4、瀬戸市では、子どもの権利擁護委員を設置し、権利侵害を受けた子どもを適切かつ速やかに救済する制度があります。本市でもこのような制度の導入についてお聞かせください。

5、子どもの権利を守るために、市役所、保護者、学校関係者、地域住民が連携し、子どもの成長を支えることが重要だと思いますが、大人の責務と役割についてお考えをお聞かせください。

次のテーマは、海辺や公園をとりまく南芦屋浜護岸エリアの環境と安全管理についてです。

高潮浸水被害の後、南芦屋浜地区の周辺を取り巻く護岸工事がありました。

画像を切り替えてください。（資料をモニターに映す）

このテーマでは、地図の②の南側、東護岸と南護岸について取り上げます。

この2つの護岸は、令和3年8月末に護岸工事が完成しました。その後、兵庫県尼崎港湾管理事務所によって検討が行われ、令和4年10月28日から当該護岸を取り巻く一部の試験開放を実施するとの周知がありました。

そして、令和5年7月27日のお知らせで、令和5年8月3日から全面開放するとの周知がありました。その際に、釣りができないエリアと釣りができるエリアに分け、これを独自ルールとして試験的に全面開放を実施されておりますが、現在もその状況は変わっておりません。この黄色い文字のところが釣りができないエリアです。

画面を戻してください。（資料の提示終了）

全面開放についてはホームページでも掲載されておりますが、これまで3回のお知らせがありました。しかし、どのように検討されてきたかの具体的な経緯・経過や、今後の方針について協議内容等の明確な情報が不足していると感じています。

護岸工事が行われる前は、釣り客による迷惑行為が近隣住民を悩ませる問題となっており、住環境に対する護岸の管理体制が不十分であったことが懸念されておりました。

一方で、当該地区の護岸は一般的に自由使用であるため、最近では以前のように釣りエリアの全面開放を望む声も耳にするようになりました。

このように、あらゆる角度からの様々な市民の意見を行政がどのように集約し、現在の管理体制に反映しているのかについて、多くの市民はあまりよく知られていません。一方の偏った意見だけで判断して推し進めようとする、必ず納得がいかない人たちとの間で分断が起こります。そうなれば結局、行政がそこに加担しているのと同じことです。

そこで、南芦屋浜地区の東護岸及び南護岸エリアに対する進捗と、釣りエリアを全面開放された場合の迷惑行為への対策、それに伴う今後の管理体制の強化について、どのように近隣住民の意見を集約しながら反映しているのかを具体的に把握したいと考えています。

それでは、以下の点について質問いたします。

1、現在、試験開放が行われていますが、釣りができないエリアの解除による全面開放について、具体的に検討している状況や進捗はどうなっているのかお聞かせください。

2、高潮対策における護岸工事がなされる前は、釣り客による迷惑行為が近隣住民の間で問題となっていました。工事完成後に新たに追加された具体的な対策はあるのかお聞かせください。

3、東護岸及び南護岸の全面開放に伴い、近隣住民の意見をどのように集約し反映してきたのかについて、具体的な意見集約方法や、それを反映するためのプロセスはどうだったのか、お聞かせください。

4、東護岸及び南護岸の全面開放に伴い、管理体制の強化が必要となると考えますが、どのような計画や具体的な取組を検討しているのかお聞かせください。

次のテーマは、市民の多様な声を反映する新しい行政アプローチについてです。

行政が地域住民の意見を集約する際に、主に自治会を窓口で連絡しているようです。自治会を頼るメリットとして、代表である会長を務められている方々は日頃から地域の方々との交流も深く、土地柄や住環境に詳しいため、住民からの意見を吸い上げる役割を果たしてくださっていることが多いとされてきました。

しかしながら、最近では御近所付き合いや世代間の交流も減りつつあり、新しく転入してきた子育て世代が増えた地域もあり、全ての各家庭に対して、自治会から行政の情報が伝わっているとは限りません。長く芦屋にお住まいの方々と、働き世代や少数派のニーズを持つ住民の意見との調和が十分に反映されていない現状があります。

本当に市民のニーズを把握するためには、

より多様な意見を収集する行政折衝の手段を検討する時代になってきております。行政が真に市民の声を把握するためにも、市民から意見を集める手段の多様化を促し、無作為抽出などの方法を導入することも検討してほしいと考えています。

そこで以下の点について質問いたします。

1、行政が説明会をする際や、地域住民の意見を確認する際の周知先を自治会の代表にしている理由は何でしょうか。また、自治会の代表との行政折衝において、代表がどのように情報を伝えているかを確認し、情報の伝達状況についてどこまで把握しているのかお尋ねします。

2、御近所付き合いが希薄になってきた市民生活において、多様なニーズを把握し十分に意見を反映しなければいけないと思いますが、自治会を通じて地域住民の意見を集約している行政折衝についての課題があるのかお聞かせください。また、自治会から得た意見集約をどのように捉えているのかもお尋

ねします。

3、行政が市民の意見を反映させるには、採用する意見の偏りを減らさなければいけません。自治会が行う意見集約の方法や、その回収の浸透具合をどのように感じておられるのでしょうか。また、その情報の伝わり方を十分に把握できているとお考えなのか、お聞かせください。

4、自治会代表との折衝に頼らず、真に市民の声を把握するために無作為抽出で会議出席者へのお知らせなど、多様な意見収集手段を導入することを検討しているのでしょうか。その際に考慮すべき具体的な方法や課題があればお聞かせください。

5、今後、地域住民の意見をより正確に反映するための改善策として、新しい意見集約の手段についてお考えがあればお聞かせください。

6、市長が行っている対話集会のメリットとデメリットをお聞かせください。また、そこで得た意見をどのような手順で反映しているのかお尋ねします。

7、市民からの道路や公園の不具合通報をLINEで受け付ける取組について、これまでに集めた意見の状況を確認させてください。LINEからどのぐらいのペースで通報が入っているのでしょうか。通報から不具合に対する改善策までの具体的な手順をお聞かせください。

次のテーマは、芦屋市涼風町5番の教育施設用地の今後の土地活用についてです。

画面を切り替えてください。(資料をモニターに映す)

こちらは、南芦屋浜地区、またの名を潮芦屋の地図です。今回は、①の潮芦屋ビーチを御覧ください。

こちらは、サマーカーニバルの花火大会が行われたり、多くの市民に認知度が高い訪問場所となっています。このビーチ護岸沿いの右側に面するところに、涼風町5番の教育施設用地があります。赤丸の矢印で示しているところが、今回のテーマとして取り上げている場所です。

画面を戻してください。(資料の提示終了)

この市の保有地ですが、今後の土地活用についての具体的な方向性が明確になっていないままです。当該保有地については、都市計画の段階で小学校建設が予定されていた土地でもあるため、地域住民や関係者にとって大きな関心事であり、まちづくりの発展にとっても重要な場所です。

市としても早期に明確な事業提案を示す必要がありますが、一向に動きが見えてこないのは許し難い状態です。

当該地区の教育施設用地の今後の土地活用について、具体的な計画や方針を明確にし、市民への情報提供を行うことで地域の発展や住民の安心を図り、期待に応えることが急務であると考えています。

そこで以下の点について質問いたします。

1、土地を購入した際に、本来の活用目的がありましたが、市として教育施設用地の適用性についてどのように認識しているのでしょうか。また、具体的な利用計画や検討中の案を示すつもりはあるのか、お聞かせください。

2、この土地の現状について、市民への説明責任をどう捉えているのかお尋ねします。この土地が市の保有地であることを市民がどこまで把握していると認識しているのかお聞かせください。

また、契約満了に伴い、現状の説明と今後新しく土地活用を行うための説明会を開催する予定はありますか。利用者の需要が多いと見込まれる南芦屋浜地区、またの名を潮芦屋の声をどのように反映させる予定なのか、その手順についてお聞かせください。

3、具体的な土地活用に向けたスケジュールは示せるのでしょうか。いつまでに計画を策定し、実行に

移す予定なのか、そのタイムラインを示せるのかお尋ねします。

4、当該保有地の土地活用に当たり、市として期待される効果や目的は何でしょうか。地域の発展や住民サービスの向上にどのように寄与していくおつもりなのかお尋ねします。

最後に、5、プロポーザル方式によって事業提案が示され、入札された事業者との定期借地契約の土地ですが、当初の契約から一部外されている土地があります。

画面を切り替えてください。(資料をモニターに映す)

こちらは、ストリートビュー、先ほどの涼風町5番地を上から見た図です。この赤線で囲っているところが、現在は定期借地契約の土地から外れています。

図面で確認するとこちらになります。このピンクで囲っているところの面積、数字は見にくいんですけども、こちらが現在、市が貸していない土地です。具体的にはフットサルコート1面と全体の駐車場の半分以上を占める土地面積があります。

実際の場所の状況はどうなっているかという、このような状況になっています。その隣です。こちらは駐車場というよりか、ただの空き地状態になっております。

画面を戻してください。(資料の提示終了)

そこで、この状況についてお尋ねします。定期借地契約の途中から土地を一部外している理由は何でしょうか。賃貸されていない土地が放置されてから期間はどのぐらいたっているのでしょうか。いつからそのような状態だったのかお聞かせください。

また、契約満了までの間、貸していない土地に対する活用方法について検討を行っているのかお聞かせください。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（帰山和也君） 答弁を求めます。

市長。

◎市長（高島峻輔君） =登壇=たかおか知子議員、よろしくお願ひいたします。

初めに、1つ目のテーマ、未来を担う子どもの意見を市政に反映するためににお答えします。

本市は、平成6年4月に日本が批准した子どもの権利条約及び令和5年4月に施行されたこども基本法などにのっとり、子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考えています。全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、現在行っている様々な施策を確実に遂行していきます。

子どもの意見表明への具体的な取組としては、今年度、次期子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、子どもの意見を聞く予定です。市内在住・在学の中学生から大学生を対象に、夏休みに開催する子ども主体のワークショップの参加者を募集する予定です。その中で出た意見をまとめた上で、芦屋市の子ども施策の中心に据えた考え方としていきます。

その過程で、子どもの権利への意識が高まり、芦屋ならではの権利・義務を条例に定める必要がある場合には、改めて条例について子どもと一緒に考えたいと考えています。

議員御紹介のような子どもの権利擁護委員については、現在のところ導入の考えはありません。本市では、既に子ども家庭相談などの相談業務を通じて、困難な状況にある子どもや家庭を支援しており、人

権擁護委員による対応も可能であるためです。これからも、子どもの権利を守るため、保護者、地域の方々、関係機関と連携しながら、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう取組を進めていきます。

次に、2つ目のテーマ、海辺や公園をとりまく南芦屋浜護岸エリアの環境と安全管理についてにお答えします。

令和3年、高潮対策工事の後、護岸の夜間閉鎖を開始しました。工事前の南護岸等では、釣り客による迷惑行為等があったためです。その後、南護岸等を令和4年10月28日に試験開放し、その状況を見極めながら2度の運用変更を経て、現在まで継続しています。試験開放後の課題については、護岸管理者である県と連携し、その都度検証を行い、巡回や啓発など必要な対策を講じながら対応しています。

方針の決定に際しては、自治会等との意見交換を中心に、個別に寄せられる意見なども踏まえて県と協議を行っています。

今後については、護岸の全面開放には至っておらず、過剰（「課題」に発言訂正あり）がある現状に鑑み、エリア分けによる運用を継続します。今後も県と連携して対応していきます。

次に、3つ目のテーマ、市民の多様な声を反映する新しい行政アプローチについてにお答えします。

自治会は、地域コミュニティの中心です。地域の方が協力し合い、日々快適で住みよいまちづくりに貢献してくださっていることに対し、改めて感謝いたします。ありがとうございます。

市は、芦屋市自治会連合会の事務局を担っており、各自治会長を窓口として、情報提供等、様々な連絡を行っています。

自治会長から地域への情報の伝達状況は把握していませんが、適宜地域の方へお伝えいただいていると認識しています。

自治会は、行政や関係機関と連携し、地域住民と行政をつなぐ役割を担っていることから、まずは自治会の御意見等をお聞きしています。

自治会が中心となり取りまとめたいただいた御意見は、地域住民の意見として尊重し、必要に応じて自治会と協議・調整し、市政に反映するよう努めています。

自治会は、地域住民による自主的に組織された任意の団体であるため、運営方法も地域住民によって決められています。各自治会の意見集約の方法や回収の割合、情報の伝達手段は把握していません。

市民の皆様の意見聴取に際しては、これまでも自治会のほか関係団体、事業者等へのヒアリングや市政モニターを活用、Eメール等で寄せられる市民の声、必要に応じて実施する無作為抽出の市民意識調査、対話集会など様々な手法を用いて、より広く意見をお聞きするよう努めています。

引き続き市民の皆様との対話を大切に、世界一住み続けたいまちの実現に向けて取組を進めます。

対話集会のメリットは、市民の方から多様な御意見を直接伺うことができるだけでなく、市民同士の意見交換により互いの立場を理解し合える機会になっていることなどが挙げられます。1人の問題が対話を通じてみんなの課題になる点は大変有意義だと考えており、引き続き市民同士の対話も促していきたいと考えています。デメリットはほとんどないと認識していますが、参加いただいた方のお声を反映し、より多様な方に御参加いただき、対話を深められるよう、今後も運営上の工夫を重ねていきます。例えば、次回8月の対話集会では、オンラインでの開催も予定しています。

また、対話集会で頂いた御意見等は、庁内で共有した上で、職員との対話を重ねながら、施策へ反映しています。

市民の皆様からLINEで頂いた通報については、対応状況を月ごとにまとめ、随時ホームページで

公表しています。通報件数は、月によって差はありますが、平均すると一月約30件程度で、令和5年度は合計346件でした。

通報を受信する市民参画・協働推進課では、開庁日は毎日通報内容を確認し、速やかに担当課へ連絡しています。担当課は、通報内容を確認し、現場での作業、業者への指示または関係機関への伝達等、適宜対応しています。

最後に、4つ目のテーマ、芦屋市涼風町5番の教育施設用地の今後の土地活用についてにお答えします。

芦屋市涼風町5番は、県が定めた潮芦屋プランにおいて教育施設用地として位置づけていることを踏まえ、本市においても都市計画南芦屋浜地区地区計画の土地利用方針に、教育施設地区を定めています。

なお、当該地は、平成28年に教育施設用地として、子育て支援及び健康増進に地域交流・防災機能を付加した利用を図るものとするを条件に、県から譲渡されました。

現在の用途も、この土地利用方針に合致していると認識しています。新たな活用方法は、施策全体を勘案して時機を見て検討を重ねていきます。

当該地の供用開始に際しては、説明会等を開催しており、改めて現状についての説明機会を設ける予定はありません。当該地が本市の保有地であることをどれだけの市民の皆様が御存じかは把握していませんが、施設管理者の現在行っている事業活動で、当該地の活用目的は果たせていると考えています。

現在の施設管理者との契約は令和8年度末で終了します。その後の活用方法やそれまでのスケジュールについては、様々な施策を勘案し、地域の方々のお声を伺う時期も含め、今後検討していきます。

当該地については、健康増進施設として、全市域からの利用を期待して整備・運営する事業者を募集したいと考えています。

地域交流や防災機能といった地域に求められる機能については、地域の声を踏まえた募集要件とすることで、サービス向上につなげたいと考えています。

令和3年4月に用地の一部が返還されました。これは護岸エリア及びビーチエリア封鎖の影響を受けた駐車場利用者の大幅減少による収入減によって、ミズノスポーツから賃料見直しの要望を受けたことがきっかけです。ミズノスポーツと本市との話し合いを経て、最終的に市内部で協議・検討した結果、一部返還に至りました。

それ以降、返還された土地については、一時利用の申出があった場合に貸付けを行っています。

以上で答弁を終わります。

失礼しました。2つ目のテーマの今後についてはのところ、「課題がある現状に鑑み」と言うべきところを「過剰がある現状に鑑み」というふうに申しました。訂正いたします。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 1質目の質問が多かったので、聞き漏れで再確認させていただくこともあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

まず、未来を担う子どもの意見を市政に反映するためにからいきますが、ほぼ市長が目指されていることと私が言っていることは合致しているのかなと聞いていて思ったんですが、まず、子どもの権利条例を柱として示してから中身をやっていきたいと思いますという私の主張と、市長はもう先にそういう行動を

伴ってから最終的にそういう条例が必要であれば、その条例も子どもと一緒に考えていきたいという方針ということで理解をいたしました。

まず、その子どもの権利条約について、市としていろいろ説明していただいたんですけども、4つの一般原則というのがあるかと思うんですが、お示しいただけますか。

○議長（帰山和也君） こども家庭担当部長。

◎こども家庭担当部長（茶嶋奈美君） 子どもの権利条約につきまして、日本ユニセフが表示しているものになりますけれども、まず差別の禁止、次に、子どもの最善の利益、次に、生命、生存及び発達に対する権利、そして子どもの意見の尊重ということでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） この4つですよね。この4つの中で、どれも私は必要だと思うんですけども、中でも瀬戸市で最も面白いなど、充実しているなど思ったのが子どもの参加という辺りで、すごく強化されているなど思いました。

子ども・若者会議というのは、市長は芦屋市では中学生から大学生までを募集して子どもと一緒に話し合うということだったんですけども、瀬戸市では小学生も混ぜまして、小学生が議論をするんです。高校生が議長というんですか、を務めて、大人は何も意見せず周りで聞いていると。何かすごく面白いらしくて、子ども同士はすごく素直で人の話をよく聞いているらしいんです。否定しないし、それに対してうまく共感して話合いがうまくいって、大人は横で聞いていてすごいなど思ったというような御意見もありました。

小学生はどうですか、参加は難しいでしょうか。

○議長（帰山和也君） こども家庭担当部長。

◎こども家庭担当部長（茶嶋奈美君） 小学生にもワークショップに入っていただくことも考えたんですけども、一応子ども・子育て支援事業計画の中でアンケートを取りまして、その中で御意見を聞いておりますので、今回は中学生から大学生ということにさせていただいております。

子どもの意見表明の場というのはいろんな形態が考えられると思いますので、今回はこのような形ですが、来年度以降いろんな手法を用いて子どもの意見を聞いていきたいと思っております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） そうですね。小学校とかの予算措置だったりいろいろ出てくると思うんですが、一番現場をよく知る小学生の子どもたちの声をダイレクトに聞くのも、またいいかなと思っています。

保護者や教師といった大人を挟んで聞くと、またその別の主観が入った形で伝わる人が多いかなと

感じているので、こうしたらいいのに何でできないのか、こんなこと困っているんだけどという素朴な疑問に直接答えていくことで、いろんな気づきにもなるかなと思っています。

特に芦屋の給食を食べているのは子どもたちなので、日頃から言っていることをいろいろ聞いていると面白いです。カレーはすごく人気があるらしくて、一番好きなのはカレーという声が多いらしいんです。そんな細かな、小さな声でもリアルな反応が返ってくると改善点にも気づけていいかなと思っています。

学校の中で校則についてとかの要望は直接言えることもあるかと思うんですが、やっぱり市の予算措置に関する事で解決できることというのは、子どもたちは知らないで、こういうことでお金をかけたら改善するんだよ。例えば、今度体育館の空調がよくなりますよね。日頃から子どもたちから夏は暑いし、冬はもう寒くて足が凍りそう、その中をはだして歩いているみたいなことを聞いているんですけど、それが今度は予算措置で整備されるんだよということを知らないですよ。

だから、現状の中で我慢しているんですけど、そういったことを市として、こういう議会でもですけど、市長が提案してこういうふうな形で政策が実現するんだよみたいな、意見を言えば通ることもあるんだよという一つの解決策に、子どもたちにも実際気づいてもらえるのではないかなと思っています。

また、子どもから主張してもいいんだよと認識させることと、あとは子どもたちに話し合いをさせることで、ディベート教育、議論に慣れる、この訓練にもなると思っています。子どもたちからの提案、政策提言が実現するんだということは瀬戸市さんでも今後の課題で、子どもから提案したものを政策実現したいというようなことも言ってました。

議会でも、子ども議会を実現したいとかそういう話もしていたので、そこにもつながってくるかなと思っています。

次の質問に行きます。

市民の多様な声を反映する行政アプローチについてなんですが、自治会はコミュニティーの核で、適宜地域へ連絡してくれる、行政と住民をつなぐパイプ役という理解をされているということなんですが、主に会議体とか協議になると参加者が固定されてくると思うんです。意見がやっぱり固執してこないかなと感じるんですけど、必ずしも情報が伝わっているかどうか限らない。最近、御近所付き合いももうなくなってきて、自治会参加も少なくてみたいな声を聞くんですが、これで本当にちゃんと連絡、情報が伝わっていると思いますか。

○議長（帰山和也君） 企画部長。

◎企画部長（柏原由紀君） 自治会さんというのは、先ほど申し上げましたように地域住民による自主的に組織された任意の団体でございます。

その自治会さんにお話を聞く場合、代表の方が来られるということになれば、その地域のお声を集めていただいてその方が来られているというふうに認識をしておりますので、そこに偏りがあるとかというような認識はこちらはしておりません。

ただ、自治会さんのお声だけが全ての声ということはもちろん思っておりませんで、先ほど市長答弁にもありましたように、自治会さんのお声というのは、地域で様々な活動をしていただいている上では本当に貴重な御意見と捉えております。



ただ、そこに例えば関係の団体さんがあるとか関係の事業者さんがおられるとかそういうような場合は、そういったところにも広くお声を聞きながら、総合的に私たちのほうが考えて判断をさせていただいているということでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 行政の認識は分かります。ただ、相手側が実際に意見を吸い上げる状況になっているかというのはまた別の問題だと思っています。無作為抽出と言っていたのは、例えば地域の問題があって地域の方にお声をかけるときに窓口を自治会代表にしてもいいんですけど、その中で無作為に抽出してということはできないかなと思っていて、参加できないだけで、実はいい意見を持っている人とかもいたりしますし、日頃から自治会とかそういう地域の活動に参加してなくて意見も言えてないという方もいらっしゃるし、時間がある人だけが意見を言えている状態、参加できている人だけの意見しか吸い上げないという状況はちょっと回避したいなと思いますので、そういった地域限定の無作為抽出というお考えはないですか。

○議長（帰山和也君） 企画部長。

◎企画部長（柏原由紀君） 時間がある方が来られているとかということよりも、来られている方というのは先ほど申し上げたように、その地域の方々のお声を集めていただいた代表の方だというふうに認識をしています。

そこでお声を上げられなかったんだというお話は、それこそ自治会の中でお声を拾っていただいて、それを代表に届けていただくということだと思っておりますので、そこにこちらのほうからお声が届いていませんよねということを申し上げるということはありません。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） その意見の吸い上げの前に、行政がこんなことしますよという情報がまず伝わってないんです。

その伝達ができているかどうかはまず大事で、伝達ができなければ、例えば今後、釣り場のところをどうしていきましょうかという話合いをしますよとか、そういうこと自体を知らないの、その意見を言う前に勝手に協議体で決められていたみたいな状況がつくり出される場合もあるんです。後から、こういう意見を持っていたのに言えないわみたいな、こういった状況はどうされるんですか。

○議長（帰山和也君） 企画部長。

◎企画部長（柏原由紀君） 具体的に今お話をされましたが、実際に議員も市民の代表として、そして多分自治会にも加入をされていて自治会のお一人として市民のお一人として、お声を拾い上げていくという形があられると思うんです。

じゃあそういうときに行政かという話になってくると、行政は別に住民さんと上下関係という形ではなくて、あくまで並列の関係の中で協働して行政運営を一緒になって盛り上げていただき、御助言を頂き、御指導いただいているというふうに考えておりますので、そのもめごとのような形に見えてしまうところに行政が入るということは、甚だ違うのかなと思っておりまして、それも含めて一人の住民さんとか、自治会さんがそのように思われるということが自治会の中で分かった場合は、その中においてしっかりと話し合いをされなければ余計にもめごとが大きくなるのではないかと考えております。基本的にそこに行政が入るということは考えておりません。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 全く何の話をされているか分からないんですけど、私もめごとがどうのと言いましたか。行政がこういう協議体で話し合いをしています、こういう内容をしていますという情報が伝わっていなかったらどうされるんですかと言っているんです。

何か変なふうにとっているのもう話を変えますけれども、市長の対話集会というのは、すごく幅広い参加者がいるというのもあるんですけど、ダイレクトに市民の意見を市民間でも話し合っていて、そういうことがあるんだと相互理解できるというのは私もすごくいいなと思っていて、令和6年度の施政方針の7ページのところで市長はこうおっしゃってたんですが、「対話集会では「神戸市から引っ越してきたが、芦屋の産後ケアは高すぎて使えなかった」との声をお聞きしました。所得基準額を緩和し、自己負担額を引き下げるとともに、対象も産後1年まで延長します。」ということだったんですけど、私も実際、駅立ちしたときに同じことを聞いたんです。

でも、こういう声は実際、行政に届いているのかなと思っていたんですよ。どこに言っているかわからないけれど、たまたま会った人に言ってみようみたいな感じで聞いた声なんですけれども、何か対話集会の中でダイレクトに市民の声が届いているんだなというのを感じたんです。

だから、この窓口と決めて情報を下ろしてそこから意見を吸い上げているんですけども、実際はこういう直接的に聞いているお声というのは、私的には何か届いてないという実感はありました。

ちょっと時間がないので質問を移します。

もうこれは何回も質問していますけれども、芦屋市の涼風町5番の教育施設用地、もう完全に思いは違うなと思ってます。

この土地の目的というのは、子育て、健康増進、地域交流、防災機能と、これは合っているんですよ。これをやりましょうということで教育施設用地を購入したんですけど、今の状況がそれに合致しているかという合致してないというのが私の主張です。

その市民に浸透しているかということですけども、それを事業者に聞いて、事業者が浸透していますので果たせているとおっしゃっているんですけども、これも日頃聞いている声としては、あそこは市の土地なんだよ、知らなかった。あそこ入ってもいいんだよ、知らなかったばかりなんです。だからこの反応のギャップもあるわけなんです。

そのところを私はずっと言っているんですけども、市としてはその見解は合っている。事業者は皆さん把握しているということで、果たせていますと言うんですけど、そこに訪れている人に聞いているとしたら当然それは果たせていることになります。でも、そこに行っていない人たちが、あそこが教育

施設用地でこういう目的で市が土地を買ったんだよということを理解していないということなんです。どうですか。

○議長（帰山和也君） 企画部長。

◎企画部長（柏原由紀君） そのお話を別にこちらのほうから、例えば機を見て何度も言っているということはありませんが、そうした実績の下に今建物が建って使われているという一連の中で改めてそのお話をさせていただくのかといいますと、それを基に今建設をさせていただいて市民に御利用いただいているという現状がありますので、そこについてこれ以上こちらのほうから現状市の施設で、教育施設用地でということをして特別改めて申し上げるということをするというつもりはございません。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） また話を替えましたね。

私はその現状を説明するのかと、説明会については何も言ってません。その知らない人がいるのはどうするんですかということと言っただけなんです。

だから、それを別に説明会とか改めて説明する必要はないとかじゃなくて、それを把握してくれますかということなんです。そういう知らない人の声がありますよということ、まずそこを言わずして、別に改めて説明する必要はありませんと言ったわけですよ。

○議長（帰山和也君） 企画部長。

◎企画部長（柏原由紀君） 取り違いでしたら失礼いたしました。

こちらにつきましては、そういう方がいらっしゃることについては、そういうお問合せも特にありませんので、そういった把握はしておりません。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 市の見解と私が市民から聞いている見解と、どちらもそうだそうだみたいな話になっていてお話がつかないので、企画部長はそういう考えだということで受け取りました。

令和9年3月31日の契約満了まで3年を切りました。市長から、住民サービスの向上につながるものをしっかり整理してやっていくという言葉を書きましたので、あとまた進め方などが決まりましたら――適宜と言うんですけど、いつが適宜なんかなと思っているんですけど、もう3年切っているのでもうしっかりやっていただきたいんですけども、副市長はいかがですか。

○議長（帰山和也君） 副市長。

◎副市長（御手洗裕己君） 本件につきましては以前から答弁をさせていただいておりますので、また同

じような答弁になってしまうかもしれないんですけども、令和7年度に第5次総合計画であつたり公共施設の最適化構想の見直し、あと持続可能な未来の都市づくりのビジョン、こういったものの全容が見えてくるということがありますので、関係機関との調整を経て、令和8年度初頭までには市民の皆様に考え方を示してできればというふうに考えております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 分かりました。何度もすみません。信じています。よろしくお願いします。

本当に期待しているので、市民のニーズを把握して納得できるプロセス、きっちり活用してもらえるように、こちらから言う前に後手に回らずに、どんどん受身じゃなく発信して行ってほしいなと思います。

次に、海辺や公園をとりまく南護岸エリアの環境と安全管理についてなんですけれども、これは尼崎港湾管理事務所と芦屋市と協議を行っているということで、自治会等もと出てきましたけれど、令和3年8月末に護岸工事が完成してから1回目のお知らせが出たのが令和4年10月18日で1年たっているんですけども、その後に方針が決まって、2回目のお知らせが出たのが令和5年8月3日で、そこからまた1年たっていて現在で3年たっているんですけども、この間ずっと協議していたんでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 市長答弁にありますとおり、もの自体は県の施設になりますけれども、県と市と自治会、それから個別に寄せられる意見なども含めて協議を進めておりました。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） この3回目のチラシによると、昨年8月3日から釣りができないエリアと分けて試験開放中で、10月初旬頃までと書いてあるんですけども、もうとっくに10月初旬を過ぎて、まだ状況が変わらないのはなぜですか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） このエリアについては、以前からも釣りをしたい方、それから釣りの迷惑行為に悩まされている方、いろいろな御意見がございます。そのような中で、これまで県と市と地元の自治会等とて話を進めてきた内容でございます。

それで一部エリア分けという形で今進めていって、その状況をずっと見ているところでございます。そういう御理解をしていただければというふうに思っております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） では現在も、その自治会との協議が続いているということですか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 今の状況は、エリア分けをした形でこのまま続けているという状況でございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 現状で改善されているということですか。私、1質目で釣りができないエリアを外していく方針で、今試験開放中というお知らせなので、全面解放で釣りができる日はいつなんだというふうに思われている市民の方もいらっしゃるんですけども、先ほどからの答弁を聞いてますと、もうこの状態でずっと行くというような、協議も止まっているような状況に感じたんですが、違いますか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 議員もよく御存じかと思いますが、今はやっぱり釣りをされる方の車が一部たまったりして、そういったことによる渋滞というのも少し休みの日とかに起こったりもしますので、そういった部分の課題を整理していると、解決しているというような状況でございます。こういった部分の課題がありますので、そこを改善しながら今継続して行っているという状況でございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） ちょっと前向きな話をさせてもらいますけれど、令和5年7月27日に最終的に独自ルールで、釣りができないエリアと部分分けでやりますという話になっていて、その前の令和4年12月6日のお知らせで、開放時間が午前8時から午後8時になりますというお知らせなんですけれど、そのチラシに特に守っていただきたいことというのが書いてあるんです。

それほど先ほど部長がおっしゃったように迷惑行為があるということなので、それについて守ってくださいと書いているんですけど、1つ目が「開門及び駐車場の開場時間に合わせてお越し下さい（開門前に並ぶのはおやめ下さい）」、これはどういうことですか。どういう状況だったんですか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 先ほど議員が言われましたとおり、12月15日から開放時間をこれまで朝6時だったのを8時に変えたということでございます。やっぱり釣りに合わせて開門する前に車が並ぶということがございましたので、そういったことはやめてくださいということの周知でございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 車が、駐車場が開く前に並ぶという状況があったということですね。

2つ目、「周辺の道路や住宅地に車やバイクを駐車することはおやめ下さい（違法です）」これは違法なんです、看板で周知したりとかそういう対策はなされているのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） やっぱ秋口とかゴールデンウィークには、やはり並ぶことが多発したりすることがありましたので、そこは周知としてチラシを配ったり、実際に並ばれている方に声かけしたり、そういったことはしております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 周知だとその一瞬、配ったときだけになると思うんです。私は看板と言ったんですけど、そういうここまでの迷惑行為があるんだったら違法ですという看板を設置したりとか、そういうことはなさらないんですか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 現地にはそういった周知の看板もあったと思いますが、なかなか聞かないというか、おられる方もおりますので、実際に人を配置してチラシを渡したりして、ここでずっと待つのをやめてくださいねという形で周知をしているという状況でございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 特に守っていただきたいことの最後、3つ目、ここちょっと聞きたかったのが、「護岸付近は釣り公園ではありません。散歩やジョギングを楽しむ方もおられますので、ゆずり合ってご利用下さい」。

これは分かるんですけど、今までの迷惑行為は釣りをされる方がだんだん横暴になっていくというか、自分たち釣りをしているのに何が悪いんやとなっていくところがあって、とてもその譲り合って利用するという状況をつくれない。その近くを通ると危ないというようなことがあったわけです。

迷惑行為として、投げ釣りという迷惑行為がありました。全国的によく見る看板で、投げ釣り禁止とされているところもあったりするんですけど、これは後ろを散歩する人に当たるから危ないという迷惑行為があったわけです。こういったところを譲り合って利用くださいと言っても、釣りをしている人は一々後ろを見ないし、なかなかそういう迷惑行為は減らないと思うんです。

だから、ここは釣りができない、釣りができるみたいなエリア分けをしたとしても、結局はそこを通る

人にとっては改善できていないわけなんですよ。分かりますか。

結局ここを通らんといてくださいみたいな感じでしか、もう釣りをする人は投げ釣りをしますし、結局そこを通ると危ないという状況は変わらないんですよ。エリア分けしたとしても、そこを通る限りは。

だから状況として、その行為そのものを市としてルール化して禁止させるという考えはないんでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） この南護岸の部分については県の施設になりますので、その部分についてそういった行為を規制するというのはなかなか難しいかなと思っております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 今難しいかなとおっしゃったんですけど、私もいろいろ調べたんですけど、全国的に投げ釣り禁止の看板をよく見るそうです。釣りをする人にもいろいろ聞きましたけれど、別に釣りをする人でも投げ釣りをしなくてもいいという方も結構いるんです。

だから、こうしないといけないからと、昨日の一般質問で寺前議員もおっしゃっていましたが、聞いてみるとどうしてもできない理由から入るんですよ。全国的に看板でよく見るのは、たばこの路上喫煙禁止とかと書いていたりするんです。釣りをする人はその場にずっといるので、ずっと路上、その場で喫煙しているようなものですから、それをもう明確に罰則規定してまで禁止としているわけなんです。

管理者がどのような意図で、ルールで管理しているかによって変わってくるのだと思うんですけど、現在の規制だただエリア分けをして、この行為が多いから、こっちは完全に釣りをしないんでそういう危険行為はありませんよみたいな、そういう分け方に感じるんです。

マナー違反ゼロというのはまず考えられない。ただ、ちょっとしたことでこういう行為があるから、もう釣りはやめてくださいと言うのも行き過ぎた意見だなと思っていて、無理難題ばかり言っているように聞こえるので、それはもうただのクレマーの意見しか聞いていないことになるんじゃないかなと私は思います。

どうですか。その一つ一つの迷惑行為に対する対策、禁止行為を規制して、全体的に開放してどちらもが調和して、これこそ譲り合って利用していくということじゃないんでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 議員の発言からは全部を開放して釣りができるようにしていただきたいというふうに聞こえてしまいますけれども、そういった迷惑行為ですね、投げるときに後ろに引っかかるとか、そういった声等もやっぱり届いております。それを県と市で地元とも話をしながらずっと積み上げてきたものでございます。そういった部分で一つの試験としてエリアを分けて、すみ分けをすることによってできないかなということも現在している状況でございます。

今言われるように、それがだんだん周知されて上手いこと迷惑行為も少なくなってくれば、そういっ

たことも考えられるでしょうが、現在ではなかなか、そういったエリア分けて試験的に継続して行っているということですので、そう御理解いただければというふうに思っております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 私に理解を求めても、私の意見と同意見の方がいるので、そこにどうやって納得していただくかということだと思います。

画面を切り替えてください。（資料をモニターに映す）

大きな規制をされているんですけど、さっき車が並ぶ行為があるとかと言っていましたよね。さっき言った場所、今はこの駐車場を遊ばせている状態ですよ。西駐車場の開放時間を午前8時からにしたんですけど、それはもう釣り客が並ぶからということだったんですけど、例えばここを遊ばせているんだったらこちらの駐車場を午前6時に開けて――これはただ私がここを使えないのかなと思っているだけの話ですけど、こちらだったら午前6時から開いていますよみたいな、そういうどこかでつなぎ合わせて解決策を考えていくような協議体をつくってほしいんです。

私も護岸の工事の前を知っていますので、釣り客の迷惑行為、あれは本当にひどかった。でも、もう100ゼロじゃないんです。今は住民の住環境を守りましょうという声も十分に出てきていますし、逆に今度はそっちが行き過ぎた行為になってきていけないなと思っていて、一方で自由使用ということもありますし、上手く調和の取れた活性化したまちにしてほしいなと思います。

最後にちょっと閑散とした護岸のところで掃除が、人通りが少ないという話をしようかと思いましたが、また次回にします。では、よろしく申し上げます。（資料の提示終了）

○議長（帰山和也君） 以上で、たかおか議員の一般質問を終了いたします。